

地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
093611	栃木県	壬生町	町村 V-2

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.7%
本庁舎の夜間警備			98.9%	98.6%
案内・受付			88.5%	91.2%
電話交換			92.7%	94.2%
公用車運転	○	乗客の際は、直営で行う予定。	87.5%	88.1%
し尿収集			98.6%	97.9%
一般ごみ収集			96.5%	96.9%
学校給食(調理)			69.2%	68.3%
学校給食(運搬)			82.8%	91.2%
学校用務員事務	○	専任職員の数により、臨時職員で対応	38.3%	35.1%
水道メーター検針			100.0%	99.1%
道路維持補修・清掃等			97.7%	96.9%
ホームヘルパー派遣			100.0%	98.8%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・内情報システム維持			100.0%	99.5%
ホームページ作成・運営			96.0%	97.7%
調査・集計			98.7%	96.2%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

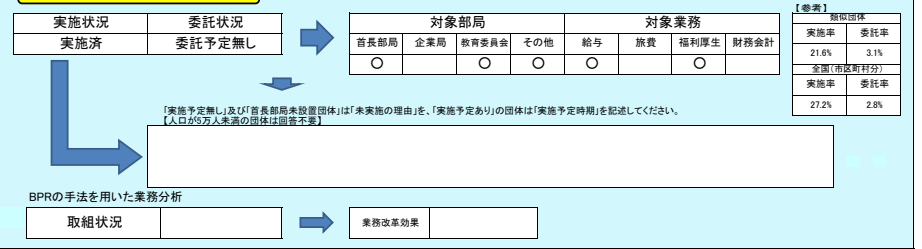
(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
体育館	2	0	0.0%	前年度以降、導入が進んでいない理由	2	スポーツ振興政策を推進する部署の専任職員を兼ねているため	24.0%	39.2%
競技場 (野球場、テニスコート等)	5	0	0.0%	施設整備計画にあわせて、導入を検討したい。	3	施設整備計画にあわせて、導入を検討したい。	27.0%	46.9%
プール	1	0	0.0%	施設の運営方法を検討中である。	1	導入の検討を始めており、検討結果により判断したい。	27.4%	49.1%
海水浴場	0	0			0		33.3%	13.2%
宿泊施設 (ホテル、観光ホテル等)	0	0			0		88.9%	87.6%
保養施設 (保養所、老人保養所等)	0	0			0		55.9%	76.3%
キャンプ場等	0	0			0		30.3%	58.7%
産業情報提供施設	0	0			0		64.5%	74.1%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		30.0%	63.6%
開放型研究施設等	0	0			0		0.0%	48.5%
大規模公園	2	0	0.0%	指定管理者制度を導入して得るメリットが少ないため	1	公園内に一帯有料施設があるため、常駐し配置させた方が、管理・運営面の観点から考えとされている。	16.7%	41.7%
公営住宅	2	0	0.0%	コストがかかることから、指定管理者制度を導入するメリットがないため	0		0.8%	13.8%
駐車場	0	0			0		20.0%	38.0%
大規模公園、斎場等	0	0			0		20.0%	22.0%
図書館	1	1	100.0%		0		17.5%	18.4%
博物館 (歴史、民俗、自然、動物等)	2	1	50.0%	施設の維持管理のみならず、展示等の企画・研究や、また、企画展の企画・展示・観覧の運営等を行っているため。	1	施設の維持管理のみならず、展示等の企画・研究や、また、企画展の企画・展示・観覧の運営等を行っているため。	12.9%	28.0%
公民館、市民会館	4	0	0.0%	公民館は、社会教育施設であるため、各種学童・講座等・学校文化に関する事業を継続し、住民の生活の向上・生活文化の振興等に努めるために事業を行っているため。	3	公民館は、社会教育施設であるため、各種学童・講座等・学校文化に関する事業を継続し、住民の生活の向上・生活文化の振興等に努めるために事業を行っているため。	17.1%	22.2%
文化会館	0	0			0		40.4%	51.1%
会館等、研修所等 (市民の集いの場)	1	0	0.0%	施設の老朽化に伴い、施設が老朽化しているため、指定管理者を導入する必要があるため、職員が常駐している。	1	施設の老朽化に伴い、施設が老朽化しているため、指定管理者を導入する必要があるため、職員が常駐している。	20.8%	48.2%
特別養護老人ホーム	0	0			0		0.0%	74.2%
介護支援センター	0	0			0		41.7%	50.5%
福祉・保健センター	1	0	0.0%	健康増進・福祉・母子保健・子育て支援関係の事業を実施するために、直営で運営すべきであるため。	0		38.2%	53.6%
児童クラブ、学童館等	6	0	0.0%	多くの児童クラブが保護者団体に委託している(今後検討予定)	0		17.0%	22.7%

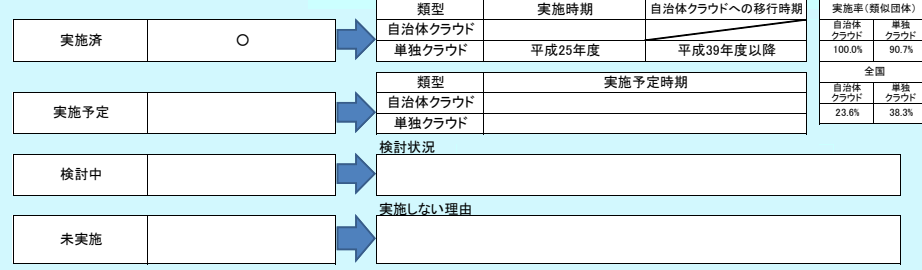
(3)窓口業務



(4)庶務業務の集約化



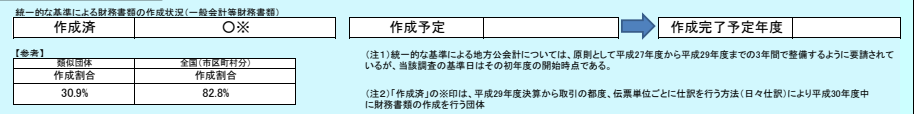
(5)自治体情報システムのクラウド化



(6)公共施設等総合管理計画



(7)地方公会計の整備



(注1)統一的な基準による財務書類については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準年はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体